

地域活動 2

問い合わせ先：立川市福祉保健部高齢福祉課 電話：042（523）2111（代）

立川市 高齢者見守りネットワーク事業

立川市では、平成13年12月から、「高齢者見守りネットワーク」事業を実施しています。

この事業は、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、市民ボランティアの「地域相談協力員」や、薬局・郵便局・配食サービス事業者による「協力機関」などが、高齢者の状況把握や介護ニーズの早期発見を目的として行っているものです。

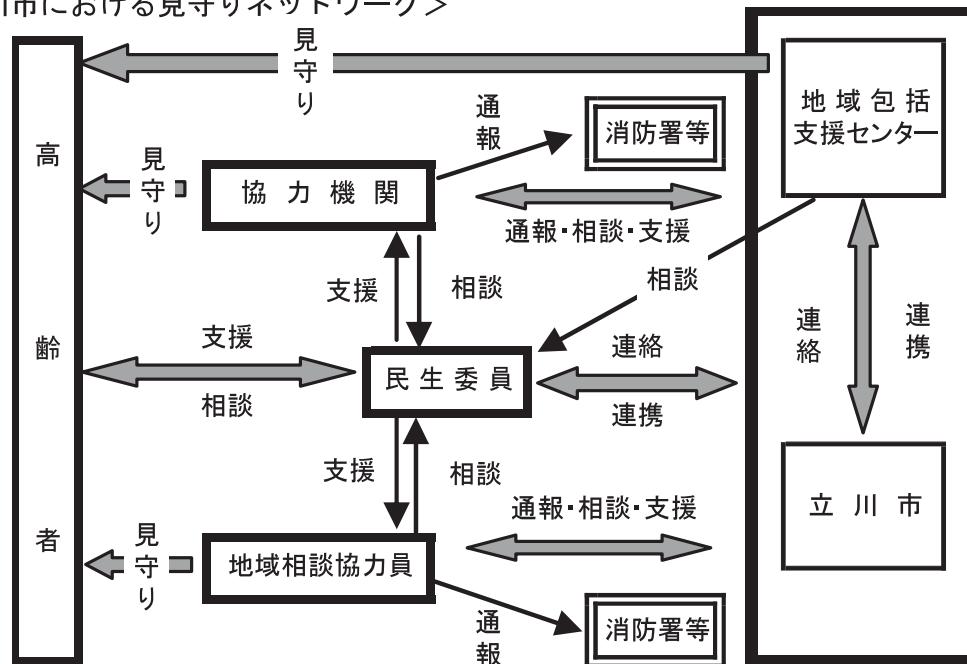
市内に6か所ある地域包括支援センターを拠点として、地域相談協力員が訪問や電話等により高齢者の状況把握を行うとともに、協力機関や地域包括支援センター自らも日常の業務の中で高齢者の状況を見守っています。

地域相談協力員や協力機関は、必要に応じて市の高齢福祉課や地域包括支援センターに通報・相談したり、緊急時には消防署等に直接通報します。

また、地域包括支援センター等から地域の高齢者についての情報提供や相談を受けた民生委員は、地域相談協力員や地域包括支援センターの活動を支援しています。

平成20年10月31日現在で、本事業により見守りを行っている高齢者は265名、地域相談協力員は83名となっています。

<立川市における見守りネットワーク>



地域活動3

問い合わせ先：三鷹市健康福祉部高齢者支援室 電話：0422（45）1151（代）

三鷹市 地域ケア推進事業

三鷹市では、市の最重点プロジェクトのひとつとして、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らしていける地域の仕組みを作る地域ケア推進事業を進めています。これは、市内7つのコミュニティ住区を基盤とし、地域住民による様々な支え合い活動と行政や市民、関係機関・団体等が連携して地域ケアネットワークを形成し、地域における生活課題の解決に向けて協働して取り組んでいくものです。

平成16年に最初に設立された「地域ケアネットワーク・井の頭」では現在、相談サロンや地域生活支援サービスシステム等の事業に取り組むなど、事業の拡充を図っています。

平成20年7月には新川中原地区で同様のネットワークとして「地域ケアネットワーク・新川中原」が設立され、現在、今後の事業展開に向けた協議を行っています。また、西部地区でも平成21年2月に「地域ケアネットワーク・にしみたか」が設立されました。市では今後すべてのコミュニティ住区において、この地域ケアネットワークを設立していく予定です。

このほか、平成18年度からの3年間で養成してきた傾聴ボランティア（120人）による在宅高齢者や施設入所者への傾聴活動支援や、認知症サポートー養成講座の開催等、地域福祉活動の担い手の確保と充実に努めています。

＜傾聴ボランティア養成講座の様子＞



(2) 地域における生活支援サービスの充実

【現状と課題】

- 高齢者が地域において、在宅での生活を継続するためには食事の用意や日常生活上のちょっとした困りごとへの対応など、24時間安心して暮らせる多様なサービスが欠かせません。
- しかし、これら全てのサービスを介護保険制度で行うことは対象者や効率性の面からも必ずしも適切ではありません。NPOや民間事業者等の多様な主体によるサービスを、介護保険制度と組み合わせて高齢者の生活を支えていくことが必要です。
- また、高齢者が在宅での生活を安心して続けていくためには、地震による家具等の転倒を防止したり、シルバーカーのような歩行支援用具等の利用者の状況に応じた日常生活用具も必要です。

<区市町村における地域支援事業による取組（一例）>

・地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業

栄養改善が必要な高齢者に対し、配食サービスを活用し、高齢者の状況を把握する取組を行っています。

【施策の方向】

- 区市町村が実施する、NPOや民間事業者等を活用した介護保険外のサービス及び日常生活用具の給付等について、高齢社会対策区市町村包括補助事業等を活用しながら支援していきます。
- 都、区市町村及び東京消防庁が一体となって実施している緊急通報システムや火災安全システムなどの事業に対して、高齢者の生活の安全の確保を図るため、引き続き支援していきます。

【主な施策】

・高齢者が地域で安心して生活できるための事業 [高齢社会対策区市町村包括補助事業]

〔福祉保健局〕

友愛訪問、相談事業、乳飲料・牛乳配達訪問等、高齢者が在宅で安心して生活することができるようにするための取組を支援します。

・緊急通報システム事業 [高齢社会対策区市町村包括補助事業] [福祉保健局、東京消防庁]

一人暮らし高齢者等が家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、ペンダント型の緊急通報装置で東京消防庁等に通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を行います。

・高齢者火災安全システム事業 [高齢社会対策区市町村包括補助事業]

[福祉保健局、東京消防庁]

寝たきり高齢者や高齢者のみ世帯などに専用通報機等を設置し、火災発生時に火災警報器から東京消防庁に自動通報することにより、迅速な救助及び消火活動を行います。

地域活動 4

問い合わせ先：港区高輪地区総合支所区民課 電話：03（5421）7611（代）

港区 救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）

港区では、平成20年5月から、「救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）」を実施しています。

＜救急医療情報キット＞

この事業は、高齢者や障害者世帯等が救急時（119番出動）に、本人等が病状等を説明することができない場合、救急隊員が“救急医療情報キット”的情報を基に、「かかりつけ医」や「搬送先医療機関」等と連絡・連携し、迅速な救命措置等に役立てるものです。

キットの中には、救急時に必要な「かかりつけ医」、「服薬内容」、「持病」、「緊急連絡先」等が記載された専用の用紙を入れ、救急隊員に分かりやすいように、高齢者や障害者が自宅の冷蔵庫に保管しておきます。



また、救急隊員が駆けつけた際、すぐキットの有無を確認できるよう、冷蔵庫のドアと玄関ドアの内側には、専用のステッカーを貼っておきます。

平成20年9月現在、区内の高齢者に対する配布率は7.3%です。配布した区民からは大変喜ばれており、また、問い合わせも全国から多数来ています。高齢者あるいは障害を持つ区民が安心して地域で住み続けられるように、キットの普及への取組を進めています。

5 高齢者が安心して住める住まいの充実

【現状と課題】

- 高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で、自身の生活スタイルに合わせて自由に「暮らしの場」を選択できるよう、自宅以外にも、見守りや介護等サービスが付いている住まいなど、多様な選択肢が求められています。

〔一般住宅〕

- 高齢者が居住する約7割³の住宅で、手すりが設置されていなかったり、段差が解消されておらず、転倒予防や介護の負担軽減等の効果が見込まれる住宅のバリアフリー化を推進することが必要です。
- また、民間の賃貸住宅市場においては、入居中の事故等に対する家主の不安などから、高齢者は入居を拒まれやすい状況がみられます。
- 分譲マンションなどの共同住宅については、築年数の古い住宅を中心に、居住者の高齢化が進んでいます。共同住宅は戸建てに比べると、居住者の状況を把握しにくく、支援を必要としていても、適切なサービスに繋がらない可能性があり、このような共同住宅においても、見守り機能の強化が必要となっています。

〔高齢者向け住宅〕

- 従来からの高齢者向け住宅としては、バリアフリー化された高齢者向け優良賃貸住宅⁴やシルバーピア⁵等があります。
- 高齢者の居住確保策として、専ら高齢者に賃貸する高齢者専用賃貸住宅⁶が創設されました。さらに最近は、緊急時の対応や安否確認等の見守り機能を新たに備える住宅や、建築当初からバリアフリー化され将来の要介護状態に備えた住宅も増えるなど、高齢者向け住まいの多様化が進んでいます。

³ 東京都都市整備局「2006-2015 東京都住宅マスタープラン」(平成18年度)

⁴ 高齢者向け優良賃貸住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、民間の土地所有者等がバリアフリー仕様や緊急通報装置の設置など一定の整備基準を満たして供給する高齢者向けの優良な賃貸住宅をいう。区市町村が国と都道府県の補助を受けて、建設費と家賃の一部助成を行う。

⁵ シルバーピア

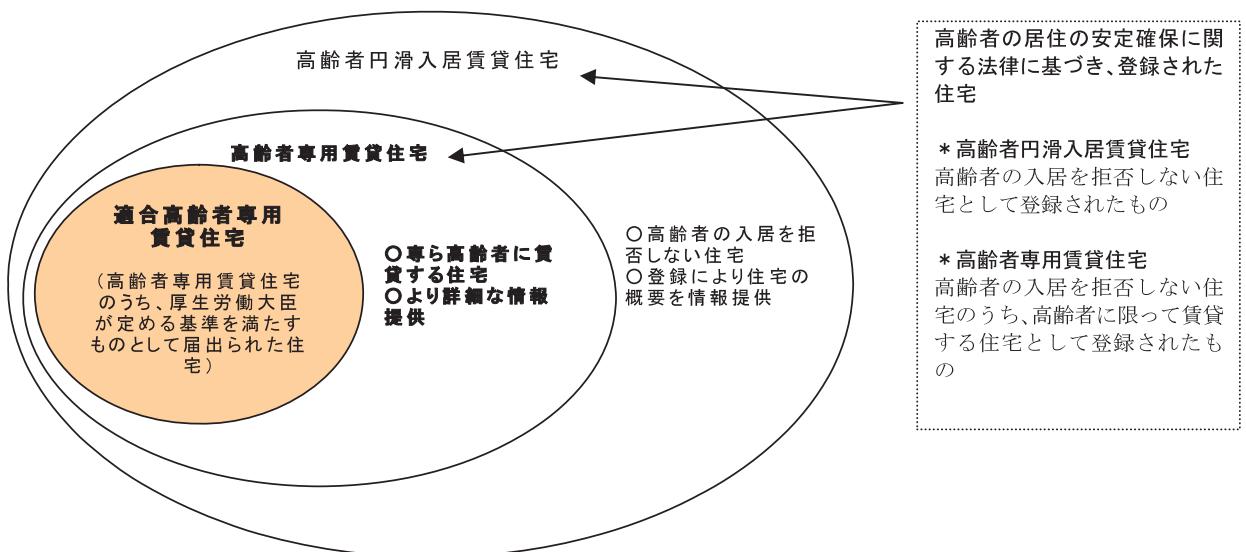
バリアフリー化等高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅に安否確認や緊急時対応等を行う生活援助員又はワーデン（管理人）が配置された住宅。

⁶ 高齢者専用賃貸住宅

高齢者であることを理由に入居を拒まない住宅のうち、高齢者に限って賃貸することとして登録された住宅。住宅によっては、見守りや介護等サービスが受けられるところもある。

- 平成18年度の介護保険制度改正により、「適合高齢者専用賃貸住宅⁷」も特定施設入居者生活介護⁸の対象になりました。さらに、平成19年度から、医療法人の附帯業務として、適合高齢者専用賃貸住宅と安否確認・緊急時対応等を行う高齢者専用賃貸住宅の運営ができるようになりました。
- これに伴い、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション等が併設された高齢者専用賃貸住宅が普及することも期待されます。

〈高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者円滑入居賃貸住宅等と、介護保険法施行規則に基づく「適合高齢者専用賃貸住宅」の関係〉



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

- 一方で、特定施設入居者生活介護の事業者指定は、指定要件等が細かいことなどから、事業者指定を受けずに、食事や介護のサービスを提携先の事業者より提供させ、サービス付き高齢者向け住宅と称して賃貸する事業者が増えています。中には、サービス提供契約の形態や提供者が多様かつ複雑なケースもあり、入居を考えている都民にとってわざりにくく、介護や見守りサービス等の質の確保が困難なものもあります。

⁷ 適合高齢者専用賃貸住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者専用賃貸住宅として登録された住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準を満たすとして、介護保険法施行規則第15条に基づき都道府県に届けられた住宅。

⁸ 特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づき、事業者指定を受けた介護サービス事業者が、有料老人ホームやケアハウス、適合高齢者専用賃貸住宅などで介護サービスを提供する居宅サービス